

第58回入間東部地区駅伝競走大会命名権（ネーミングライツ）等募集要項

第58回入間東部地区駅伝競走大会において、大会命名権（ネーミングライツ）スポンサー企業およびナンバーカードスポンサー企業を次のとおり募集する。

1 趣旨

この要項は、第58回入間東部地区駅伝競走大会（以下「大会」という。）の大会命名権およびナンバーカード表示権を民間事業者等（以下「スポンサー」という。）に付与することにより、スポンサーの広告の機会を拡大するとともに、大会運営の新たな財源を確保し、地域経済活動及び大会の活性化を図るため、大会命名権等について必要な事項を定める。

2 大会名の標記方法

大会名は、「(企業名又は事業所名等)presents 第58回入間東部地区駅伝競走大会」とすることを条件とする。

3 大会命名権の付与開始日

大会命名権を付与する日は、実行委員長とスポンサーとの大会命名権の付与に関する契約の締結日とする。

4 大会命名権付与後の運用

大会事務局は、次に掲げる事項について積極的に大会名を活用しPRを図るものとする。

- (1) 参加者募集に関すること
- (2) 当日の大会運営に関すること
- (3) チラシ、広報、ホームページ等への掲載
- (4) 参加者のナンバーカードへの掲載

5 募集

大会命名権スポンサーおよびナンバーカードスポンサーの募集は、ホームページ等により行うものとする。ただし、応募がない場合は、個別に募集の案内をすることができる。なお、募集期間及び協賛提示金額は次のとおりとする。

- (1) 募集期間 令和8年8月1日(土)から令和8年8月20日(木)まで
- (2) 提示協賛金額
大会命名権スポンサー 30万円以上
ナンバーカードスポンサー 3万円以上

6 応募

大会命名権スポンサーまたはナンバーカードスポンサーの応募を希望するものは、入間東部地区駅伝競走大会命名権（ネーミングライツ）等申込書（様式第1号）を入間東部地区駅伝競走大会実行委員長（以下「実行委員長」という。）に提出しなければならない。大会命名権スポンサーとナンバーカードスポンサーの両方に申し込むことはできない。また、入間東部地区駅伝競走大会協賛事業規程第4条（別添資料）に該当すると認められる場合も、応募することができない。

7 審査機関

実行委員長は、大会命名権スポンサーまたはナンバーカードスポンサーの選定を行うため、入間東部地区駅伝競走大会命名権審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。なお、審査会の委員は、入間東部地区駅伝競走大会実行委員会の委員で組織し、委員長は実行委員長をもって充て、委員は副実行委員長をもって充てる。また、審査会の庶務は、大会事務局において行う。

8 決定及び通知

募集締切後、審査会にて審査を行い、名称、提示協賛金額、付帯的提案等を総合的に判断して選考するものとし、スポンサーを決定し、スポンサーに入間東部地区駅伝競走大会命名権（ネーミングライツ）等決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

9 費用負担区分

実行委員長は、大会の参加者募集に係るチラシ、ポスター等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、スポンサーが負担するものとする。ただし、実行委員長とスポンサーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

10 大会命名権の対価の納入

大会命名権を付与されたスポンサーは、大会名の使用開始前までに実行委員長に費用を一括で納入しなければならない。

11 スポンサー権利の取消し

実行委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合、スポンサー権利の付与を取消すことができ、スポンサー権利取消に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサーが負担するものとする。

（1）指定する期日までに命名権の対価の納入がないとき。

（2）スポンサーが、法律、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

（3）スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

【第58回入間東部地区駅伝競走大会事務局】

三芳町役場文化・スポーツ推進課

住 所：〒354-8555 三芳町藤久保 1100 番地 1

電 話：049-258-0019（内線 433）FAX：049-293-9755

メール：miyoshi.sportsAS@gmail.com